

令和6年

第1回可茂衛生施設利用組合議会臨時会
議案書

令和6年7月5日

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて 可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与、勤務条件等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 5 号	可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例の制 定について	3

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 7 月 5 日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与、勤務条件等に関する条例（令和 2 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与、<u>勤務条件等</u>に関する条例</p> <p>可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与、<u>勤務条件等</u>に関しては、組合管理者の属する市町村の会計年度任用職員の給与、<u>勤務条件等</u>に関する条例の例による。</p>	<p>可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与<u>及び費用弁償</u>に関する条例</p> <p>可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与<u>及び費用弁償</u>に関しては、組合管理者の属する市町村の会計年度任用職員の給与<u>及び費用弁償</u>に関する条例の例による。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第5号

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年7月5日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合監査委員条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合監査委員条例（令和3年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求又は要求による監査) 第2条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求のあった日から7日以内に監査に着手しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の可茂衛生施設利用組合監査委員条例の規定は、令和6年4月1日から適用する。